小牧市家族介護用品支給事業について

在宅の要介護者を介護している介護者等に対して介護用品を交換することができる利用券（月額6,000円相当）を交付することにより、その介護者等の経済的な負担の軽減を図ります。

小牧市家族介護用品支給事業協力店（以下「協力店」という。）は、本事業の利用決定を受けた利用者からの申し出に基づき、下記取扱用品と利用券との交換を行います。

実施場所

本事業を受託した協力店のうち、住所が小牧市の店舗

取扱用品

利用券により交換することができる介護用品は次のとおりです。

(1) 紙おむつ

(2) 尿取りパット

(3) 使い捨て手袋

(4) 清拭剤

(5) ケアシーツ

実施方法

・協力店は、本事業の利用決定を受けた利用者からの申し出に基づき、介護用品と利用券との交換を行います。

・利用券は１枚につき上限1,000円分の介護用品と交換ができます。

・利用券を使用できる期間は、利用券に記載してある利用有効月のみです。

・利用者は、介護用品の価格が利用券の表示金額以内の場合は、差額を現金で受領することはできません。

・介護用品の価格が利用券の相当額を上回る場合は、その超過額は利用者が負担します。

実績報告

協力店は、受領した利用券を取りまとめ、実績報告書とともに１月ごとに小牧市に提出する。

利用券の交付対象者

下記のうちいずれかに該当する方のうち、本事業の利用決定を受けた者に対して利用券を交付します。

①　介護保険要介護認定３の方を在宅で介護している方で、要介護者と同居しており生計を一つにする世帯全員が市民税非課税の方

②　介護者のいない在宅のひとり暮らし要介護者で介護保険要介護認定３の方で、市民税非課税の方

③　介護保険要介護認定４または要介護認定５の方を在宅で介護している方で、要介護者と同居している方

④　介護者のいない在宅のひとり暮らし要介護者で介護保険要介護認定４または要介護認定５の方

※生活保護世帯に属する方を除く。